

教育センター内小学校グループ活動運営要項

1 趣旨

不登校児童に対して、教育センター指導主事及び指導員が次の支援を行い、社会的自立や学校生活への復帰を手助けする。

- (1) グループで行う活動を通して、不安や悩みを和らげ、生活への意欲化を図る。
- (2) 体験的活動や集団での活動を通して自立心を養い、社会性、協調性の育成を図る。

2 実施場所

原則として、教育センター（千葉市稲毛区轟町3-7-9）内とする。

3 実施日時等

原則として、毎週火・木曜日に行う。

- ・火曜日：全学年 午前9時30分から午前11時30分まで
- ・木曜日：低学年児童（1～3年）午前9時30分から午前11時30分まで
高学年児童（4～6年）午後1時30分から午後3時30分まで

ただし、次に掲げる日は実施しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) その他教育センター所長が定めた日

4 対象（参加要件）

次の要件を満たす者で、教育センター所長が認めるもの

- (1) 原則として千葉市立小学校に在籍する児童
- (2) 心理的、情緒的要因等により不登校状態にある者
- (3) 本人が参加を希望し、保護者の要請を受けた者

5 指導員の資格

指導員は、原則として次に掲げる条件を満たす者とする。

- (1) 教員免許所有者や心理学、教育相談等に識見を持っている者
- (2) 小学校グループ活動の趣旨を理解し、不登校児童の社会的自立や学校生活復帰への支援に積極的に取り組む意欲のある者

6 指導員の職務

指導員は、指導主事の指導のもと、次に掲げる職務を行う。

- (1) 集団活動の企画・運営及び教科学習に対する支援
- (2) 不登校児童が在籍する学校との連絡・調整

7 参加の手続き

(1) 申込み

保護者は、教育相談班相談専用電話（255-3702・3703）に直接電話し、学校名・学年・氏名等を教育センターに伝える。

(2) 参加通知

教育センター所長は、小学校グループ活動参加通知書（別紙様式1）を校長に通知する。

8 参加状況の報告、及び学校との連携

(1) 月間参加状況報告書

教育センター所長は、当該児童の小学校グループ活動での月間の参加状況（別紙様式2）を校長に報告する。在籍校の学級担任は、児童及び保護者への指導・連絡に活用する。

(2) 学校との連携

小学校グループ活動に参加した児童の学校に対して、学校と連絡を取り、定期的に担任面談を行う。

9 指導要録上及び出席簿上の出欠席の取扱い

(1) 指導要録

校長は、参加状況報告書等を参考とし、小学校グループ活動への参加が当該児童の自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合は、指導要録上、出席扱いとすることができる。

(2) 出席簿

出席を確認する時点で、当該児童が在籍校に登校していなければ事故欠扱いとし、その後小学校グループ活動から送付される月間参加状況の報告等の内容から、小学校グループ活動での参加状況が当該児童の自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合は、出席簿上、出席扱いとすることができる。

10 その他

教育センター内小学校グループ活動の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要項は、平成31年4月1日から施行する。